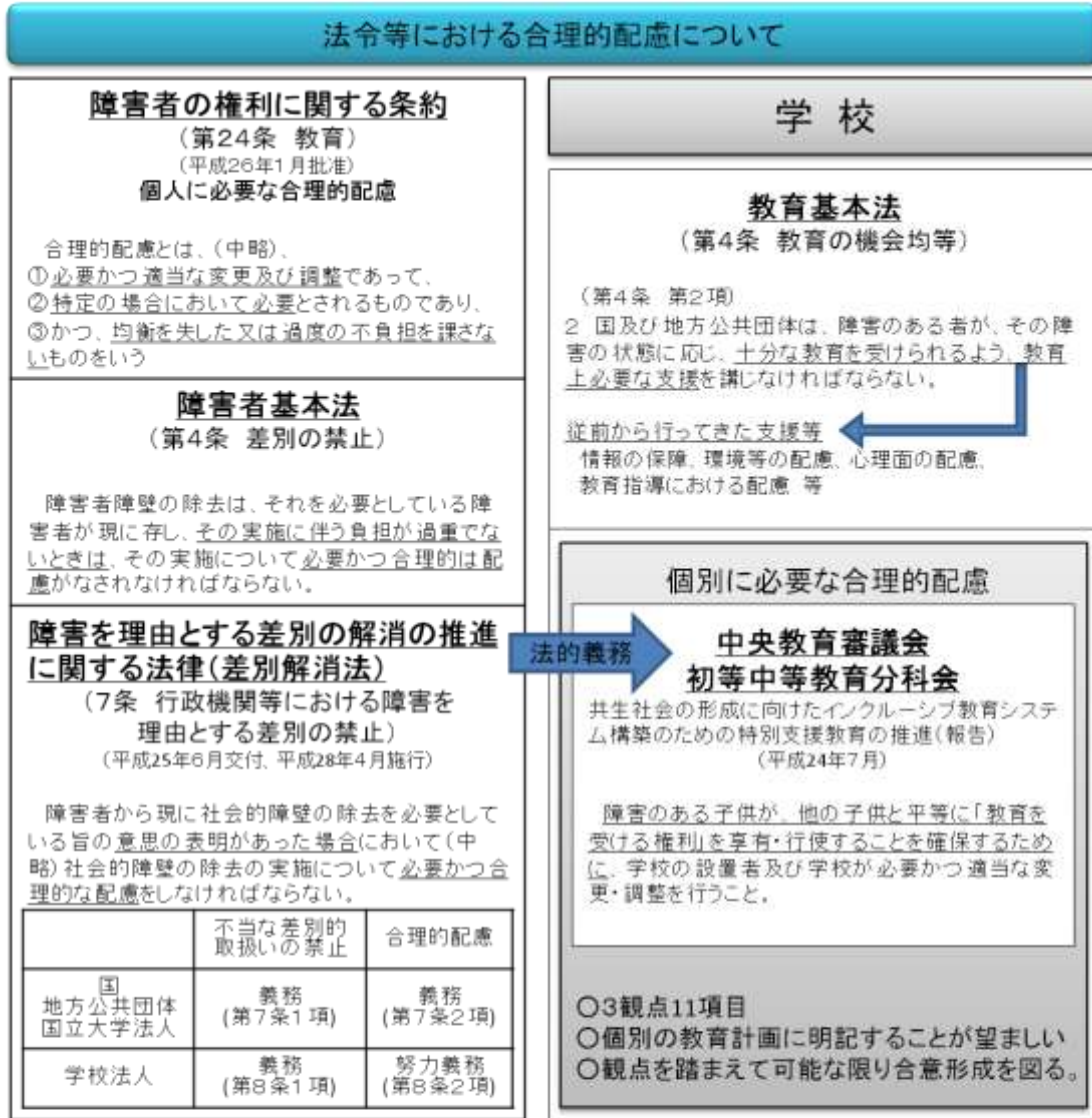


資料

<合理的配慮>



学校における合理的配慮の観点

教育内容・方法	1 教育内容 ① 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮 ② 学習内容の変更・調整 2 教育方法 ① 情報・コミュニケーション及び教材の配慮 ② 学習機会や体験の確保 ③ 心理面・健康面の配慮
支援体制	1 専門性のある指導体制の整備 2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮 3 災害時等の支援体制の整備
施設整備	1 校内環境のバリアフリー化 2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮 3 災害時等への対応に必要な施設整備の配慮

☆インクルーシブ教育システム構築支援データベース(インクルDB) <http://inclusive.nise.go.jp/>
(独立行政法人国立特別支援教育総合研究所)

<学校教育法施行令 第22条の3>

法第75条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1 知的発達が遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 二 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。

<特別支援教育に至るまでの、報告・答申・通知>

平成15年3月	今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）（P65「引用・参考文献」3）」 障害の程度等に応じた特別の場で行う「特殊教育」から、障害のある児童生徒等一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換を図る。
平成17年3月	特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）（P65「引用・参考文献」4）」 盲聾養護学校制度の見直し、小・中学校における制度の見直し、教員免許制度の見直しについての方向性を示す。
平成18年	教育基本法の改正 第4条2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
平成18年	学校教育法等の一部改正 「特殊教育」は「特別支援教育」へと組み替えられ、制度的に変更された。 ・ 障害種別を超えた特別支援学校に一本化された。 ・ 重複障害のある子どもに、より適切に対応できるようになった。 ・ 幼小中高等学校においても、通常の学級を含め、特別支援教育を行う。

<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校は地域の特別支援教育のセンターとして、近隣の小中学校等からの要請に応じて助言・援助を行う。 	
平成19年4月1日	文部科学省局長通知「特別支援教育の推進について」（通知）
<p>特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な組織を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。</p> <p>また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。</p> <p>さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。</p>	

<教育課程>

学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を子どもの心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した「学校の教育計画」といえるもの。

学校教育法（教育課程）第77条

特別支援学校の幼稚部の教育課程その他の保育内容、小学部及び中学部の教育課程又は高等部の学科及び教育課程に関する事項は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準じて、文部科学大臣が定める。

学校教育法施行規則 第129条

特別支援学校の幼稚部の教育課程その他の保育内容並びに小学部中学部及び高等部の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程その他の保育内容又は教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領によるものとする。

特別支援学校の教育課程は、幼稚園、小・中学校及び高等学校に準ずる各教科(知的障害児を教育する場合は独自の教科)等のほか、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を行うため、教育課程への種々の配慮が設けられている。

<学習指導要領とは> 学習指導要領は、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校における教育について一定の水準を確保するために法令に基づいて国が定めた教育課程の基準（幼稚園は「教育要領」）。

<支援シート>

「支援シート」は、神奈川県において「個別の支援計画」を作成するときの書式の呼称です。

「支援シート」には、これまでの支援とこれからの支援を記入する「支援シートⅠ」と各機関の支援の内容と役割分担を記入した「支援シートⅡ」があります。「支援シートⅠ」は、幼稚園から小学校1年、小学校3年から4年といった学校間などの連携のツールとして活用します。保護者と教員が話し合っ作成し、原本を保護者が保管します。学校間の引き継ぎだけでなく、福祉サービスを受ける時などのサポート情報として活用することができます。用紙はA4版1枚ですので、支援の要点を簡潔に記入します。少なくとも3年に1度は必ず評価・再計画を行うようにします。

「支援シートⅡ」は、関係機関とケース会議を実施した際の記録として利用します。成長の過程で支援に関わってきた機関とその内容を簡潔に記録するので、必要なとき円滑な支援体制を作る資料となります。

支援シート I これまでの支援これからの支援

(記入のポイント例)

ふりがな 氏 名	所 属 機 関	記 入 日	相 談 メ ン バ ー
	↓		

*記入者には○印をつける

	項 目	内 容
これまでの取組	Do	
	所 属 機 関	<p>※本人・保護者から聞き取り相談する内容をここに記入する</p> <p>(例) どんな学習をして何ができるようになりましたか どのような学習の方法がよかったですか 学んだことで家庭生活や地域生活で活用されていることは何ですか</p>
	家 庭 生 活	<p>(例) 家庭ではどんなふうに過ごしていますか 何か困っていることはありますか 家でできるようになったことは何ですか</p>
	余暇・地域生活	<p>(例) 休日はどんなふうに過ごしていますか 何か困っていることはありますか 地域の人にどんな協力をしてもらっていますか</p>
	健康・安全・相談	<p>(例) 健康や食生活について配慮してきたことは何ですか 医療面で安心できるようになったこと、心配なことは何ですか 何か困ったときの相談相手は誰ですか</p>

今後の課題	See	
	※子どもに応じた項目を記入する	<p>(例) 今までで一番成果があがったことは何ですか これからも継続していきたいことは何ですか 次のステップは何ですか 「こうしてほしい」と思うことは何ですか</p>

これからの計画	Plan	
	これからの方針	<p>(例) 何を一番大切にしていきたいですか どんな人とのネットワークを広げたいですか</p>
	所 属 機 関	<p>(例) 今後どんなことに取り組んでいきたいですか そのために必要な支援は何ですか</p>
	家 庭 生 活	
	余暇・地域生活 卒業後の生活	
健康・安全・相談		

資料

資料

資料

記入例 特別支援学校と連携した小学校4年生のケース

支援シートⅡ 支援の内容と役割分担

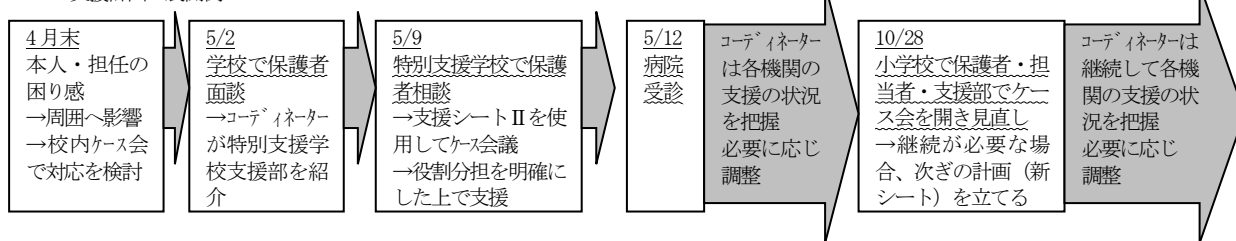
ふりがな 氏名	Aさん	所属機関	〇〇小学校(特) (4学年)
記入日	平成28年5月9日	相談メンバー	学級担任、養護教諭、▲▲特別支援学校教育相談コーディネーター ○教育相談コーディネーター、保護者
見直し日	平成28年5月23日 平成28年10月28日	相談メンバー	学級担任、養護教諭、▲▲特別支援学校教育相談コーディネーター ○教育相談コーディネーター、保護者

*記入者には○印をつける

課題 または ニーズ	○最近、学校で落ち着かないことが多く、急に泣いたり怒ったりして、学習に取り組みにくい状況で(原因を特定できない)、友達に手を出すこともある。適切な環境で情緒の安定を図り、充実した学校生活を送りたい。
------------------	---

項目	どこで 機関	だれが 担当者	どんなことを 支援の内容	見直し 予定日	見直し 評価
所属機関	〇〇小学校	担任 養護教諭 教育相談コーディネーター	○落ち着かない状況が何に起因するのか探る ○保護者と話し合う↓養護学校支援部を紹介(コーディネーターは特別支援学校へ連絡) ○学校生活場面の環境を本人にあうように調整→学習環境・友達関係 ○医療機関受診の勧め→〇〇病院を紹介	5/23 (当面2週間) その後継続的に様子を見る	5/2 保護者面談(母親も養育に困っている) 5/9 特別支援学校で相談(医療面でのチェックが話題) 5/12 医療機関(〇〇病院)受診を勧める 特別支援学校と連携したことで早期に医療機関につながることができた 学校生活も改善
家庭生活	家庭	母親	○〇〇病院受診 ○本人への説明(服薬等) ○生活全般の環境を調整 ○服薬管理	10/28	5/12 受診 5/17 服薬開始 5月末落ち着く 服薬を継続 10/28 薬の飲み忘れ、拒否がでてきている
地域生活 ・余暇 ・相談	▲▲支援学校 支援部	支援部 教育相談コーディネーター	○母親相談(医療チェックと対応について)	5/23 (当面2週間)	5/9 相談・助言 受診の必要性を説明 医療につなげられた
健康・安全	〇〇病院	医師〇〇さん	○診断/相談	定期的	5/17 脳派検査 薬の処方 定期的に通院しフォローを受ける

*支援計画の展開例



資料

<自立活動>

特別支援学校の目的は、学校教育法72条により、「特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、**障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。**」と示されている。

自立活動は、この後段をうけて、特別支援学校の目的を達成するために設けられた指導領域であり、その指導を行うことによって、幼児児童生徒の人間としての調和のとれた育成を目指している。

自立活動の目標は、「**個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基礎を培う。**」と示されている（特別支援学校小学部・中学部・高等部学習指導要領）。

自立活動の内容は、「人間として基本的な行動を遂行するために必要な要素」と、「障害に基づく種々の困難を改善・克服するために必要な要素」で構成されています。それらの代表的な要素を6区分27項目に分類・整理して示されている。

1. 健康の保持
 - (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。
 - (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。
 - (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。
 - (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事。
 - (5) 健康状態の維持・改善に関する事。
2. 心理的な安定
 - (1) 情緒の安定に関する事。
 - (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。
 - (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。
3. 人間関係の形成
 - (1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。
 - (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。
 - (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。
 - (4) 集団への参加の基礎に関する事。
4. 環境の把握
 - (1) 保有する感覚の活用に関する事。
 - (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事。
 - (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。
 - (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事。
 - (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。
5. 身体の動き
 - (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。
 - (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。
 - (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。
 - (4) 身体の移動能力に関する事。
 - (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。
6. コミュニケーション
 - (1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。

- (2) 言語の受容と表出に関すること。
- (3) 言語の形成と活用に関すること。
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

<標準的な検査の例>

※ここに挙げるものは標準的な検査の一例です。すべての学校で取り扱えるわけではありません。

- 【知能検査】 WISC 式知能検査
 - K-ABC 心理教育アセスメントバッテリー
 - ビネー知能検査
 - 【発達検査】 新版 K 式発達検査
 - 太田のステージ評価
 - 新版 SM 社会生活能力検査
 - NC プログラム
 - MEPA ムーブメント教育・療育プログラムアセスメント
 - ASA 旭出式社会適応スキル検査
 - 遠城寺式乳幼児分析的発達検査法
 - フロスティッグ視知覚発達検査
 - 【言語検査】 PVT 絵画語彙検査
 - LC スケール、LCSA スケール
 - S-S 法言語発達遅滞検査
 - 【聴力検査】 標準純音聴力検査
 - 語音聴力検査
 - 乳幼児聴力検査
- (BOA：聴性反応行動検査 VRA：視覚強化式聴力検査
COR：条件詮索行動反応 プレイ・オージオメトリ：遊戯聴力検査)

<過去の研修の実施例>

<p><全職種共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立活動教諭（専門職）とは ・センター的機能とは ・医療機関との連携 ・保護者との関わり
<p><理学療法士></p> <p>【姿勢・運動、身体の特徴・変化に関すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・姿勢と運動について ・身体の動きと発達 ・子どもの育ちを知る ・学齢児における身体の変化 ・疾患・障害に伴う身体の特徴について ・脳性まひについて ・ダウン症について ・知的障害をもつ子どもの筋緊張、姿勢、運動の特徴および支援方法について

- ・発達がゆっくりな子ども達への支援について
- ・子どもたちの理由（わけ）を知ろう～身体の使い方からわかること～
- ・運動機能評価のポイント

【呼吸・医療ケア等】

- ・重度重複障害児の姿勢と呼吸について

【補装具】

- ・補装具について
- ・身近な支援グッズ

【その他】

- ・身体を通してのやりとり
- ・子どもの動きを引き出す介助
- ・腰痛予防と介助方法について

<作業療法士>

【学習に関すること】

- ・手の使い方、目の使い方について
- ・不器用と言われてしまう子どもへの支援を考える
- ・感覚の視点より～不器用さの体験～
- ・肢体不自由児に対するコミュニケーション支援の基礎・基本
- ・物と人、人と人をつなぐスイッチの紹介
- ・作業療法の視点から考える授業のユニバーサルデザインと合理的配慮

【姿勢や運動に関すること】

- ・姿勢やポジショニング 身体ほぐしについて
- ・からだを感じる～肢体不自由のある子どもたちの世界って？～
- ・運動が苦手な子に作業療法の視点からアプローチを考える

【ADLに関すること】

- ・子どもの生活と ADL の見立てと支援～ 動作の視点から ～
- ・安全で楽しい食事

【行動に関すること】

- ・発達の凸凹を持つ子どもたちの世界～子どもが見せる『難しさ』とその体験～
- ・自傷、他害等の行動の意味を考える～感覚の視点から～

【補装具などの福祉用具に関すること】

- ・色々ありますお助けグッズ～自助具の紹介と使い方 ～

<言語聴覚士>

【ことばの発達・コミュニケーション】

- ・自閉症の理解と TEACCH プログラム
- ・太田ステージについて
- ・ことばが出るにはわけがある～ことばを支えるものを育てる大切さ～
- ・ことばの成り立ち～ことばをつくるもの～
- ・コミュニケーションの力を育む
- ・コミュニケーションツールを作ってみよう
- ・学習障害の支援について

【摂食・嚥下】

- ・食べる機能の発達
- ・給食場面で気をつけたいこと

<ul style="list-style-type: none"> ・非常時の食事・口腔ケア ・偏食・丸のみ・早食い…気になる食べ方について <p>【きこえ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・難聴児のきこえについて ・聴力測定をしてみよう ・きこえにくいお子さんのために ・聴覚障害児の理解と支援 ・きこえにくいってどういうこと（普通級：児童・生徒対象） <p>【発話・声・吃音】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ことばの不明瞭な子どもの指導 ・構音障害に対する支援のポイント ・上手に伝えるための支援～構音障害・吃音の基礎～ <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アセスメントについて ・言語聴覚士（ST）について ・リハビリテーションって？（連携等に関する内容）
<p><心理職></p> <p>【支援の手立てや対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害のある児童・生徒への対応 ・体罰・虐待について ・不登校の対応 ・いじめ ・問題行動への対応 <p>【アセスメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アセスメントとは ・アセスメントの有効活用について ・心理検査について（WISC、K-ABC、新版K式、S-M社会生活能力検査など） <p>【概念・技法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害の障害特性 ・精神疾患の基礎知識と対応 ・思春期のこころの問題 ・服薬・薬について ・ケース会を行う意味 ・ソーシャルスキル ・ストレスマネジメント ・アンガーマネジメント（怒りのコントロール） ・ライフスキル教育やSSE（Social Skills Education）について <p>【専門職】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校における心理職の職務について

<特別支援教育研究協力校事業*における購入図書>

	図書名	発行所	保管先
1	発達の根源から言語の発見まで	シュブリンガー・フェアーク東京株式会社	麻生支援学校
2	シーティング入門ー座位姿勢評価から車いす適合調整までー	中央法規出版株式会社	麻生支援学校

資料

3	発達障害をもつ子どもと成人、家族のためのADL	三輪出版	麻生支援学校
4	発達過程作業療法学	医学書院	座間支援学校
5	ことばの遅れのすべてがわかる本	講談社	平塚ろう学校
6	よくわかる言語発達	ミネルヴァ書房	平塚ろう学校
7	できる！をめざして	かもがわ出版	平塚ろう学校
8	伝え合いを考える	かもがわ出版	平塚ろう学校
9	健康ライブラリー3版 不登校・引きこもりの心がわかる本	講談社	平塚ろう学校
10	子どもの心の病気がわかる本	講談社	平塚ろう学校
11	リストカット・自傷行為のことがわかる本	講談社	平塚ろう学校
12	非定型うつ病のことがよくわかる本	講談社	平塚ろう学校
13	統合失調症－正しい理解と治療	講談社	平塚ろう学校
14	パニック障害－心の不安は取り除ける	講談社	平塚ろう学校

(※平成21年6月1日～平成22年3月24日)

<個人情報扱いについて>

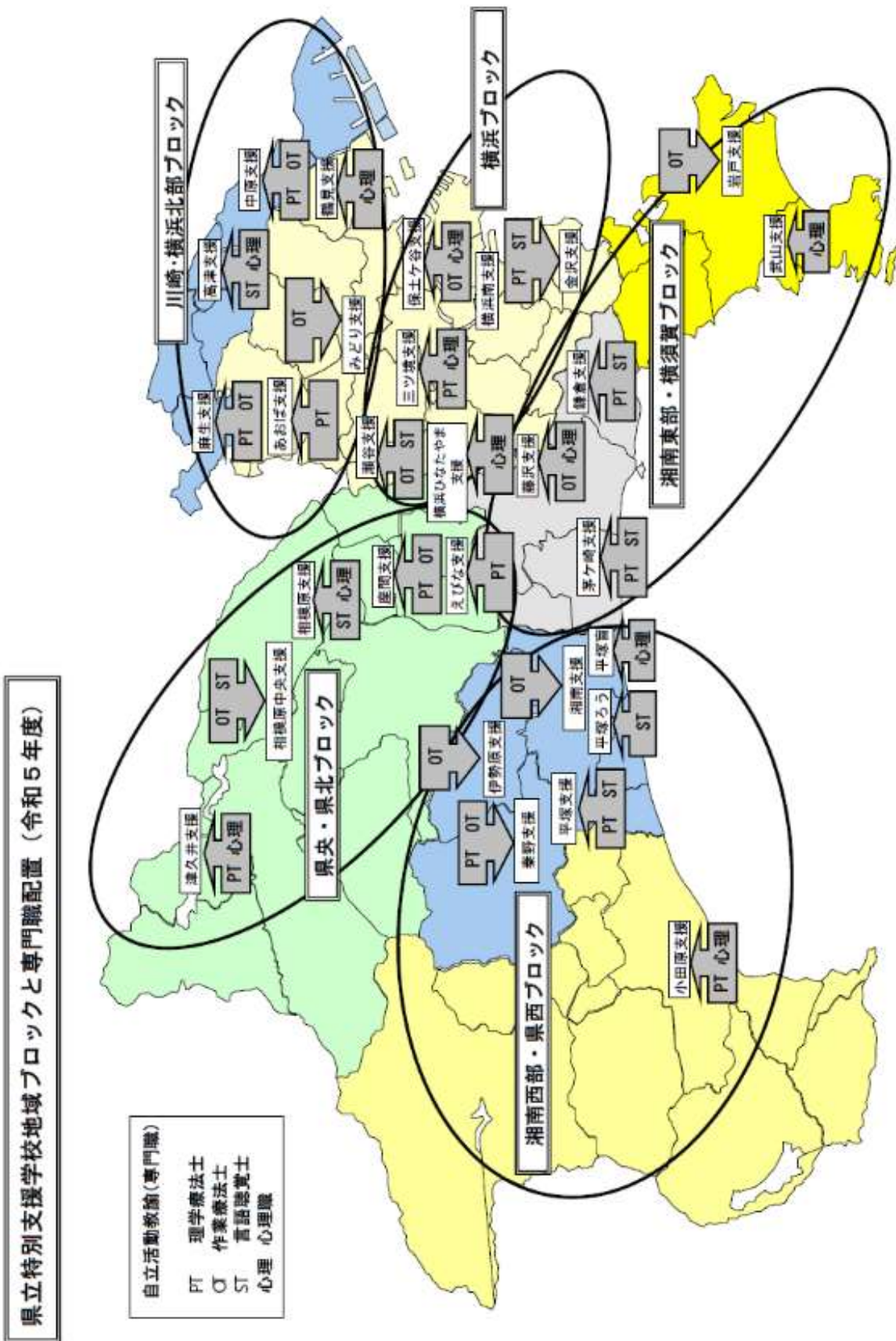
公務員は秘密を守る義務を有します。地方公務員法第34条第1項に「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。」と定められています。

さらに、誤った個人情報や、不必要な個人情報を収集することのないように、学校が個人情報を収集するときは、取り扱う目的を明確にし、目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければなりません。また、法令等の規定に基づくときや本人の同意に基づくときなど一定の場合を除き、本人から収集しなければなりません。（〔神奈川県個人情報保護条例第8条〕取扱目的及び手段等による収集の制限）（P67「引用・参考文献」5）

また、法令等の規定に基づくとき、本人の同意に基づくときなど一定の場合を除き、学校は、収集したときの取扱目的以外の目的で保有個人情報を利用し、又は提供してはなりません。（〔同第9条〕目的外の利用及び提供の制限）（P67「引用・参考文献」5）

守秘義務については、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書として取りまとめられた「生徒指導提要」（P67「引用・参考文献」6）の「第1章生徒指導の基礎 1.3.4 チーム支援による組織的対応」の中に、チーム支援における守秘義務についての記述があります。（第1章全体編3（5）も参照。）ただし、児童虐待への対応において、虐待に係る通告や相談等を行う場合は、守秘義務違反に当たらないため、そのことについても十分に理解しておく必要があります。（P67「引用・参考文献」6）生徒指導提要（令和4年12月改訂）文部科学省 第7章を参照）

専門職ブロック別配置図（令和5年4月現在）



県立特別支援学校の教職員による支援チームに 専門職(PT・OT・ST・心理)が加わります！

これらの専門職は、県立特別支援学校に自立活動教諭として配置され、教職員による支援チームの一員として、在籍する幼児児童生徒や地域の小中学校等への支援を行います。それぞれの専門職の役割は、次のようなものです。

理学療法士(PT)

子どもの姿勢・動作など身体に関する支援を行います

身体の特徴をとらえ、補装具(車いすなど)や介助の方法などの環境設定について検討し、総合的に子どもが授業に参加しやすいように一緒に考えます。

作業療法士(OT)

学習や生活、遊びなどの子どもの取り組みに関する支援を行います

給食・着替えなど日常のこと、道具(鉛筆・はさみ等)の使い方、落ち着かないなど行動面について、子どもの特徴・活動・環境を分析し、具体的な支援を一緒に考えます。

言語聴覚士(ST)

子どものことばやコミュニケーションの力を育むための支援を行います

ことばを話すことや理解すること、また要求の伝え方などのコミュニケーションに関すること
食べることについて、お子さんが持っている力を発揮できるように一緒に考えます。

臨床心理士

子どもの認知発達に関する支援を行います

学習面や生活面、友達関係などの社会性も含め、発達全体に対応しています。知覚や認知の特性に応じた指導方法や内容を一緒に考えます。

研修会の講師等を務めることで、より具体的で専門的な研修ができます。

自立活動教諭(専門職)は、幼児児童生徒の指導にあたる教員に協力し、助言を行います。

県立特別支援学校では、教育相談の担当教諭が、来校相談、電話相談、小・中学校等への巡回相談や研修会への協力等を行っています。専門職(PT・OT・ST・心理)が配置されている学校では、支援チームの一員として、これらの専門職が、相談業務にあたります。

引用・参考文献

- 1) 「これからの支援教育の在り方」 (報告) 平成14年3月 これからの支援教育の在り方検討協議会
<https://www.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/Snavi/soudanSnavi/documents/sien-ed.pdf> (アクセス日 平成28年3月)
- 2) 「かながわ教育ビジョン」 平成19年8月策定 平成27年10月一部改定 令和元年10月一部改定 神奈川県教育委員会
http://www.pref.kanagawa.jp/documents/2595/vision_updater01_all.pdf (アクセス日 令和2年3月)
- 3) 「今後の特別支援教育の在り方について (最終報告) 平成15年3月 文部科学省
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/054/shiryo/attach/1361204.htm (アクセス日 平成28年3月)
- 4) 「特別支援教育を推進するための制度の在り方について (答申)」 平成17年12月 文部科学省
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05120801/all.pdf (アクセス日 平成28年3月)
- 5) 「神奈川県個人情報保護条例
<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/887417.pdf> (アクセス日 平成28年3月)
- 6) 「生徒指導提要」 令和4年12月改訂 文部科学省
 - ・ 「協働支援チーム宣言 一自立活動教諭 (専門職) とのチームアプローチによる支援が必要な子どもの教育の充実一」 平成22年3月 神奈川県教育委員会
<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/172868.pdf> (アクセス日 平成28年3月)
 - ・ 支援が必要な子どものための『個別の支援計画』～『支援シート』を活用した『関係者の連携』の推進～ (改訂版) 平成18年3月 神奈川県教育委員会
<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/611827.pdf> (アクセス日 平成28年3月)
 - ・ 支援教育リーフレット 平成20年3月 神奈川県教育委員会
<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/172871.pdf> (アクセス日 平成28年3月)
 - ・ 「支援を必要とする児童・生徒のために」 平成29年3月 神奈川県立総合教育センター
<https://www.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/Snavi/soudanSnavi/sassi/h29sienwo.pdf> (アクセス日 平成28年3月)

自立活動教諭 (専門職) の手引き
平成28年度版

編集 平成27年度県立特別支援学校専門職研究協議会
発行 神奈川県教育委員会教育局支援部特別支援教育課

初版 平成28年4月
第八版 令和5年4月